

## 石巻市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

改	正	現	行
(目的) 第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法 (平成16年法律第161号)及び <u>宮城県犯罪被害者等支援条例（令和5年宮城県条例第44号）</u> に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法 (平成16年法律第161号)及び <u>宮城県犯罪被害者支援条例（平成15年宮城県条例第76号）</u> に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。		